

公開日 令和7年4月8日

石橋地区消防組合では、次のとおり職員に対し懲戒処分を行いましたので公表します。

1 事案の概要

被処分者は、令和7年3月20日（木）、泥酔状態で下野市内の店舗勝手口窓ガラスを破損させ、同日、警察官に保護されたもの。なお、被害者は、損害届を警察署に提出せず、話し合いにより解決しております。

2 被処分者

石橋消防署 消防士長 32歳 男性

3 処分内容

戒告

4 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当

5 処分年月日

令和7年4月8日

6 消防長のコメント

この度の職員の不祥事につきましては、住民の信頼を裏切り、信用を失墜させた重大な行為でありまして、大変申し訳なくお詫び申し上げます。

この事実を厳粛に受け止め、公務員倫理の徹底と住民の皆様の信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。